

通関トラブル事例集2

適正な通関手続きに向けて

近年に発生した通関上のトラブル事例をまとめました。



「納期遅延」「船積遅延」「コスト増」などのトラブルを未然に回避し、円滑な物流を提供する為にもご参考にして頂ければ幸いです。

実荷主様はもとより、フォワーディング業務の一環として、通関手続きを取り扱われるお客様には特に注意頂きたい事例となっております！

輸入貨物の課税価格決定(関税定率法 第4条)

輸入貨物の課税価格は“現実支払価格 + 運賃等”により決定する

(現実支払価格...現実に支払われた又は支払われるべき価格)

(運賃等...定率法第4条1項各号に掲げる運賃等の額)

決済の無い無償貨物、サンプル品等の価格が決まってない貨物、etc...このような貨物の輸入も日常的に行われております。価格が決まってないからといって“適当”な金額で輸入する事は関税定率法違反となります。

例...サンプル品である木製家具を JPY 100.-として通関依頼

このように普段日常から目にする金額として普通に考えればおかしいと感じる価格設定をしてしまっている荷主様も稀に...

原則的な計算方法で課税価格が決定することができない場合、

- ・同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法 (関税定率法第4条の2)
- ・国内販売価格に基づく方法 (関税定率法第4条の3第1項) ・製造原価に基づく方法 (関税定率法第4条の4)
- ・その他の方法 (関税定率法第4条の4)

の順番で検討し、根拠に基づいた“適正”な金額で通関を行わないといけません。課税価格について、

安価に設定して許可になれば良いと安易に考えるのは × です。“適正”な関税を徴収するのは税関の使命です。

フォワーダー各位におかれましては、その価格は正しい??と、時に疑いの目を持つことも重要な事なのです。

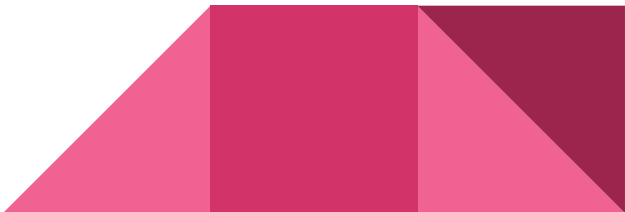
商品説明の重要性

現在、本邦に於いてはありとあらゆる商品が輸入されてきています。その商品の特性、用途、成分や素材によってそれに掛かる税率は様々。

今般の事案は、輸入申告区分2(書類審査)に於いて、過去に輸入通関の実績がある(関税監査官へH.S. CODE照会済み)なめし剤(皮革等のコラーゲン線維に対し鞣皮性をもつ薬剤)について、税関の指示に基づきその商品が加脂剤(加脂肪剤と同義 ※シャンプーや石鹼等の泡立ちの低下を防止し、且つその泡のきめ細さを調整するために用いられる成分)としての効果があるものか否かの問い合わせを受け、同時に検査により商品をサンプリング採取し貨物の引き取りを急いでいたこともあり事後審査扱いで輸入申告許可となりました。

その後、上記問い合わせの回答が荷主よりあり、輸入開始当初よりなめし剤ではなく加脂剤であることが判明しました。この回答を税関へ報告した結果、過去の実績であるなめし剤(H.S.CODE 3202 基FREE)から加脂処理剤(H.S.3403.91 協4.4%)分類されるものとなり先にサンプリングをおこなっていた分析の結果とも一致し、修正申告にて過少申告加算税が発生するに至りました。又、過去に申告した実績に対しても自主修正により修正申告を行いそれによる増額が発生しております。

上記の教訓として、最初に誤った情報に基づき税率を確定してしまうとその後上記のような税関による見直しを実施されない限りずっと誤りが継続され、特に課税対象となりうる輸入商品についての商品説明の誤りは後に加算税や延滞税等が発生する致命的な事態に発展することが十分考えられます。H.S. CODEを確定するための商品の情報については如何に正確さを重視しなければならないかを思い知らされる事案でした。



原産地記載の誤り

雑貨の輸出において、書類の原産地が「ベトナム」になっていたが、税関検査時に現物の外装及び商品ラベルに「バングラデシュ」の記載があった。

丁度この時、購買先の生産工場をバングラデシュからベトナムへ切り替えているところで、バングラデシュ製品が混同しないよう当社営業担当からシッパーへは注意喚起をしていた。

税関からは検査対象外の同一品種についても原産地を確認するよう指示を受けたが、管理不十分でメーカーから回答が出なかった為、現物を検品の上、すべてがバングラデシュ製であった事を確認した。

結果、費用として本来必要ではなかった開梱、再梱包費用、検品費用が発生し、税関からは以後の申告において審査を強化されるリスクを負う事になった。

昨今、チャイナプラスワンのような造語もあるように、生産拠点の見直し、細分化が行われている。

品番管理において生産国管理も重要な管理対象と実感する事例であった。



原産地認識の誤り

ドイツからのモーターの輸入で税関検査時に原産地間違いが発覚。

書類では原産国が”EU”となっており通関担当者から営業担当者を通し確認を行った結果”ドイツ製”と回答があり申告を進める。

その後税関検査となり現物に”MADE IN ITALY”の記載があり原産地間違いが発覚した。

当該商品は以前にモーターポンプとして輸入した製品の交換用モーターで、当初のモーターポンプがドイツ製であったことから輸入者はドイツ製と思い込み、回答を行った事が原因である。輸入者が安易に判断した結果で原産地誤申告を発生させる事案であった。

交換部品やパーツに関しては、それぞれ生産国が異なる事はよく考えれば理解に難しくはないが、他社においても起こり得る事象として注意して頂きたい。

意匠権侵害物品の疑いによる事例

税関検査において、ハンドポンプに付属するストッパーについて、意匠権の輸入差し止め物品である可能性を指摘され、コンテナ全量検査の指示を受けることになった。

意匠権侵害についての申立てには係争する判断は行わず、対象貨物を滅却処分する事となった。当該貨物が意匠権侵害にあたる可能性を輸出入者共に把握できていなかった。

今回意匠権侵害の疑いがかかった商品👉 <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/DE/JP-2009-018629/30/ja>

悪気が無くても意外な商品が特許、意匠権に抵触することがあるという誰にでも起こり得る事例でありました。

輸入差し止申立受理照会 [差止申立受付・受理状況：知的財産ホームページ](#) →差し止め受理前、済みの確認が可能です。

特許情報プラットフォーム [J-PlatPat](#) →意匠権に関わる物品か確認する事ができます。

これらのツールを活用し、事前にご確認して頂く事がトラブル回避に繋がります。ご活用下さい！！

最後に

通関時のトラブル事例を簡易的にではありますが掲示致しました。

普段の輸出入業務に少しでもお役に立てればと思います。

又、詳しい講義のご要望など御座いましたら、弊社営業担当までご連絡頂ければ、可能な限りでは御座いますが、対応させて頂きたいと考えておりますのでご活用頂ければと思います。

